

## ○シルバー人材センターからの配分金（雑所得）の求め方

- ・雑所得は1年間に得た収入から、収入を得るためにかかった費用を差し引いて求めます。

かかった費用が55万円未満の場合は、配分金の収入から55万円として経費を差し引くことができます。（租税特別措置法27条）

### 計算例1【配分金のみ】

★配分金80万,実際の経費2万の場合

配分金収入 : 80万 特例による経費 : 55万  
実際の経費 : 2万

特例による経費と実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。



配分金にかかる雑所得は、 $80万 - 55万 = 25万$  となります。

### 計算例2【配分金+給与収入】

★給与収入40万,配分金60万,実際の経費2万の場合

給与収入 : 40万 配分金収入 : 60万  
特例による経費 : 15万 実際の経費 : 2万

給与収入が55万未満の場合は特例による経費は55万-給与収入となります。

特例による経費と実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。



① 特例による経費55万-給与収入40万=15万

① により、配分金にかかる雑所得は、 $60万 - 15万 = 45万$  となります。

### 計算例3【配分金+事業収入（営業・農業など）】

★農業収入50万,農業経費35万,配分金40万,実際の経費2万

農業収入 : 50万 農業経費 : 35万 → 農業所得 : 15万  
配分金収入 : 40万 特例の経費 : 20万  
実際の経費 : 2万

事業経費が55万未満の場合は特例による経費は55万-事業経費となります。

特例による経費と実際の経費のどちらか大きいほうを収入から差し引きます。



① 特例による経費55万-農業経費35万=20万

① により、配分金にかかる雑所得は、 $40万 - 20万 = 20万$  となります。